

情報通信法学研究会「AI 分科会」の創設について

総務省情報通信政策研究所は、AI に関する国内外の法制度、判例、学説等の研究（技術的知見からの研究を含む）を学際的に進めることを目的として、情報通信法学研究会に、新たに「AI 分科会」を創設することとしました。

1. 趣 旨

総務省情報通信政策研究所では、社会全体の AI ネットワーク化の推進に向け、「AI ネットワーク社会推進会議」を開催し、「AI 開発ガイドライン」や「AI 利活用ガイドライン」をとりまとめ国際的な議論にも貢献して参りました。

国内外における AI の開発・利活用に関する議論が活発化していることを踏まえ、「情報通信法学研究会」においても、AI を主要な検討テーマと位置づけ※、法学以外の AI に関する有識者に参加していただく形式による「AI 分科会」を創設することとしました。

※「AI ネットワーク社会推進会議報告書 2019」の「第 3 章 今後の課題」において「AI の開発及び利活用並びに AI ネットワーク化を推進するための法制度等の在り方の検討」が挙げられており、関連する国内外の法制度、判例、学説等の研究は重要な基礎となるものと考えられます。

2. 対象

AI に関する国内外の法制度、判例、学説等の研究（技術的知見からの研究を含む）

3. 分科会長

平野 晋（中央大学国際情報学部教授）

（補足）

・情報通信法学研究会は、情報通信政策に関連する事項に関する国内外の法制度、判例、学説等について研究し、もって今後の情報通信政策の形成に裨益することを目的として開催しております。

本研究会は、学術的な議論を深めるための場として構成員等から御発表をいただき、その内容等について結論を出すことを目的とせず、自由に議論、意見交換を行う形で進めております。

・御発表の先生方が発表される研究内容や意見等及び本研究会での発言・意見等は、すべてその個人に属するもので、総務省及び総務省情報通信政策研究所の公式見解を示すものではありません。